

賀 田 地 区 計 画

当初決定 昭和62年 3月 3日 岩木町告示第 12号
 変更 平成 5年12月16日 岩木町公告第 56号
 変更 平成29年12月25日 弘前市公告第 589号

名 称		賀田地区計画
位 置		弘前市大字賀田一丁目、大字賀田二丁目
面 積		約18.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目 標	本地区は、弘前広域都市計画区域の西部に位置する岩木地区の中心市街地で地区の中央を都市計画道路3・4・7号弘前宮地線（主要地方道弘前岳鯨ヶ沢線）が走っており周囲には、岩木庁舎、商工会館、銀行等の業務施設等が立地するなど、利便性の高い立地条件にある。 本地区は、旧岩木町施行の賀田地区土地区画整理事業（約18.8ha）が施行され、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われており、今後一層の高度利用が見込まれる区域である。このため適正かつ合理的な土地利用を誘導し、良好な市街地の形成をめざす。
	土地利用の方 針	商業及び住居系土地利用を適正に誘導し、岩木地区の中心市街地としてふさわしい地区の形成を図る。また、地区中央は、今後とも沿道サービスの土地利用が見込まれることから、周辺に環境の悪化をもたらすことのないよう住宅地との調和を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により、一体的に整備された地区施設の機能が損なわれぬように維持保全に努める。
	建築物等の整備の方針	良好な市街地環境を維持するために、建築物等の用途を適切に誘導する。

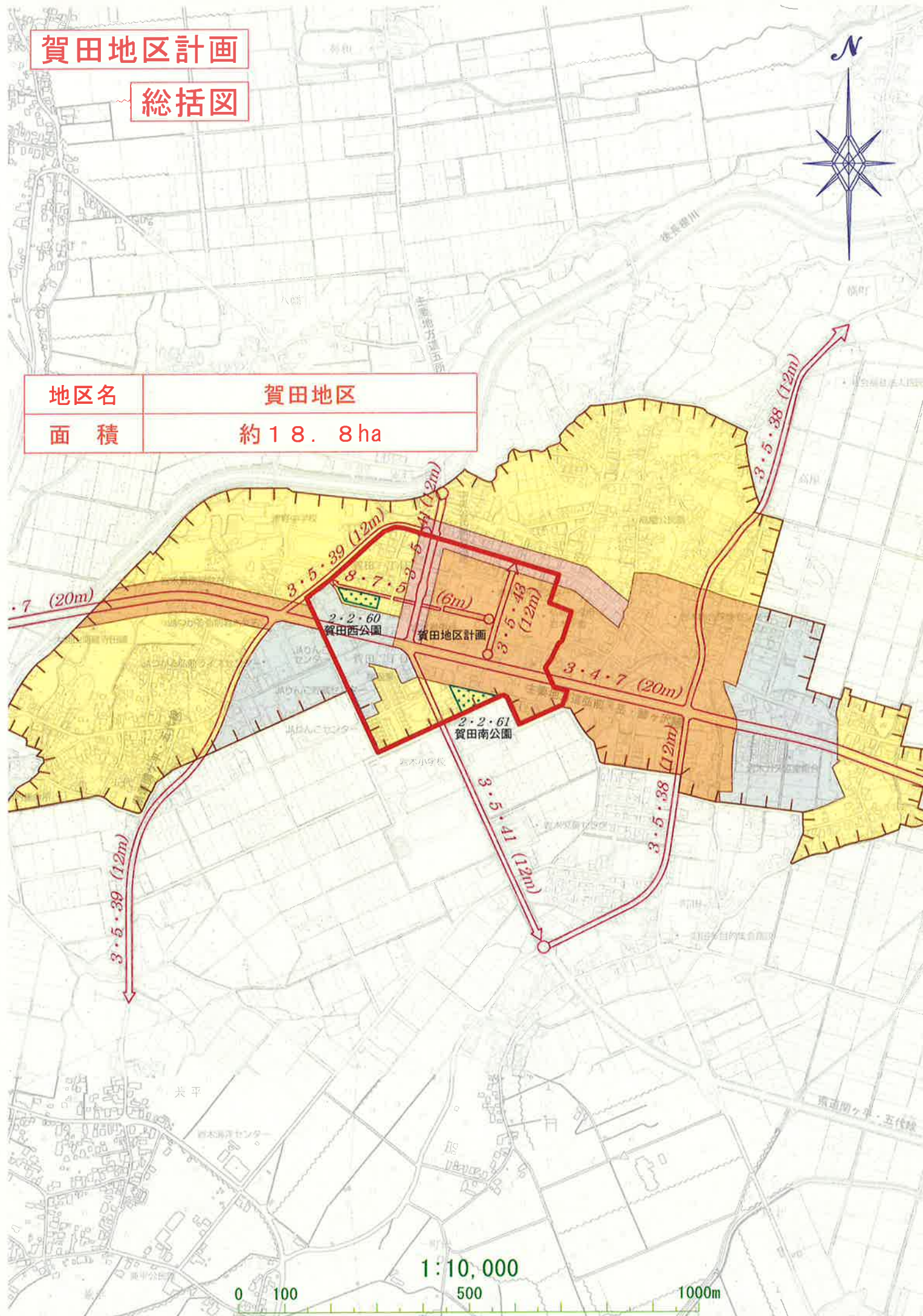
地区整備計画	地区施設の配置 及び規模		道 路		幅員 m	延長 m	備考
				区画道路	12.0	約45	
				〃	9.0	約94	
				〃	7.5	約14	
				〃	6.0	約2168	
				〃	4.0	約98	
	歩行者専用道路	4.0	約224				
建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区				
		区分の面積	約3.0ha				
	建築物等の用途の制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(と)項中、次に掲げる建築物は建築してはならない。 1、第1号. 別表(ち)項1号中作業所の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場又は、選果場を除く。 別表(ち)項2号中、面積規定を除外する。 2、第3号. (1)(2)(5)及び(11)を除く。 3、第4号.					
備考	市長が公益上必要と認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。						

「区域は計画図表示のとおり。」

賀田地区計画

総括図

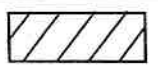
地区名	賀田地区
面積	約18.8ha



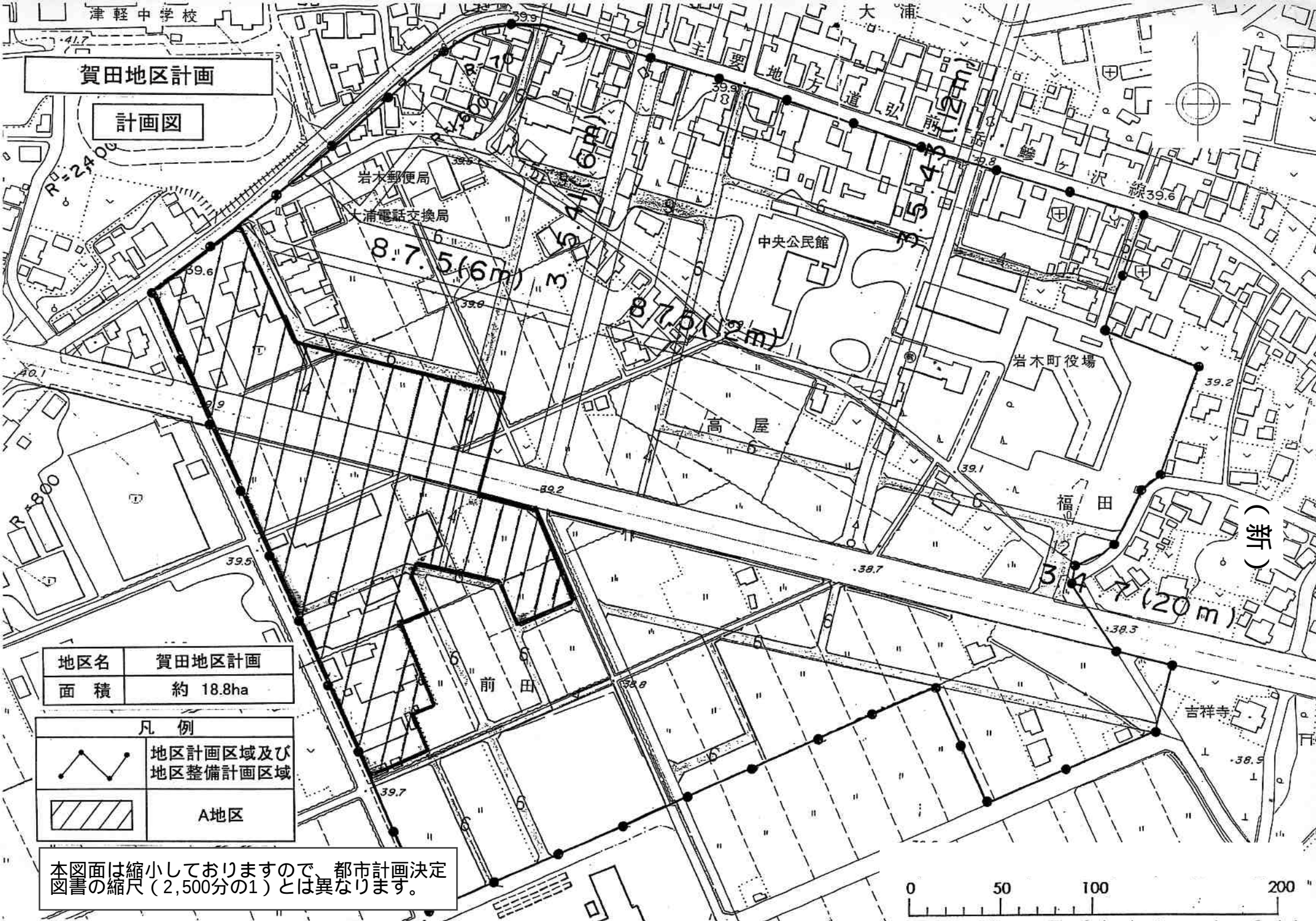
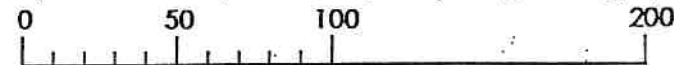
賀田地区計画

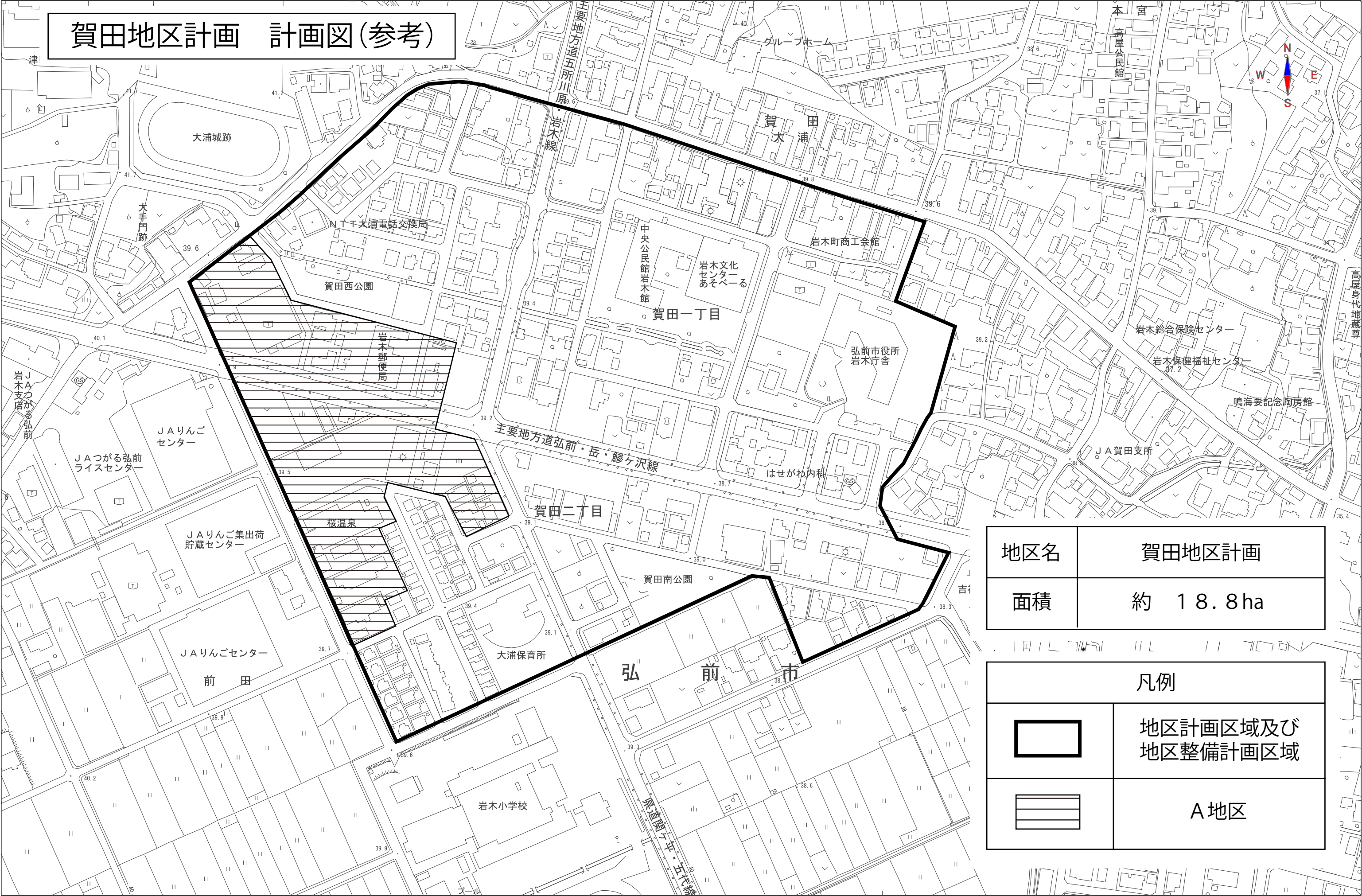
計画図

地区名	賀田地区計画
面積	約 18.8ha

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	A地区

本図面は縮小しておりますので、都市計画決定図書の縮尺（2,500分の1）とは異なります。





賀田地区計画 計画図(参考)

地区名	賀田地区計画
面積	約 18.8ha

凡例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	A地区

0 100 500m

※平成18年度撮影による地形図データ